

平和主義と戦後憲法学

會津 明郎

目次

1. はじめに
2. 第二次世界大戦と大西洋憲章
3. 八月革命説と非武装平和国家論
4. 宮沢俊義と科学としての憲法学
5. 占領体制と科学としての憲法学
6. 占領体制と検閲ならびに公職追放
7. 日本占領管理の基本原則
8. おわりに

1. はじめに

2014年3月5日に北京の人民大会堂で開幕した中国の第12期全国人民代表大会（全人代）の第2回会議について、翌3月6日付けの新聞は「中国 膨らむ大国意識」の大見出しの下に、次のように報じている⁽¹⁾。

「公表された2014年の国防予算案は前年実績を1割以上も上回り、これまでなかった戦後の国際秩序維持にも異例の形で言及。経済分野の目標値も高めに据え置き、経済格差など内部に矛盾を抱えながらも[大国意識]を鮮明にさせた。」

そして2時間近くに及んだ政府活動報告の終盤、李首相は周辺諸国と「善隣友好関係を打ち固める」と述べた直後、こう強調した。

「我々は第2次世界大戦の勝利の成果と戦後の国際秩序を守り抜き、歴史の流れを逆行させることを決して許さない。」⁽²⁾

中国は大きく変わり、帝国主義の途を歩むことが明らかになったと考える。日本と中国との関係が完全に新しい時代を迎えることになったことを痛切に感じる。

第二次世界大戦後の日本と中国との関係は、1978年に締結された日中平和友好条約

を基にして始まった。

その第1条は、次のように記されている⁽³⁾。

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的平和友好関係を発展させるものとする。

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

このように主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵の原則を基にした日中平和友好条約の締結から36年を経て、中国はすっかり変貌したことを痛感するとともに、歴史はくり返すものであることを改めて感じる。

そこで、中国についてその変貌が意味するところのものを検討し、解明したい。

手がかりとなるのは李首相が強調した「我々は第2次世界大戦の勝利の成果と戦後の国際秩序を守り抜き、歴史の流れを逆行させることを決して許さない」という文

言である。

そのためには、改めて第2次世界大戦の本質とその結果がもたらしたものの意味が検討されなければならないと考える。

2. 第二次世界大戦と大西洋憲章

1939年9月に、ヒトラー支配下のドイツによるポーランド侵攻によって第二次世界大戦は始まったが、その最中の1941年8月に、アメリカのルーズヴェルト大統領とイギリスのチャーチル首相は、大西洋上で会談しヨーロッパ諸国を侵略しつつあったドイツを打倒した後の世界のあるべき姿を格調高く世界に向けて発信した。大西洋憲章と呼ばれるその宣言において両首脳は、第一に、両者の国は、領土的たるとその他たるとを問わずいかなる拡大も求めない。第二に、両者は、関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土の変更の行われることを欲しない。第三に、両者はすべての国民に対して、彼らがその下で政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する、と述べた⁽⁴⁾。

そしてこの大西洋憲章は、1941年1月に47の国家が参加する連合国共同宣言⁽⁵⁾となった。

しかし、大西洋憲章が発せられた時の崇高な理想と原則は、戦局が米、英、ソの連合国に有利になるにつれて後退し、勝利が確定的となった1945年2月のヤルタ会談における取りきめは、大西洋憲章の理想と原則に背くものとなった。

1945年2月に調印されたヤルタ協定⁽⁶⁾は、I世界機構について定め、II解放されたヨーロッパに関する宣言を承認し、IIIドイツの分割等を定め⁽⁷⁾、さらに極東問題に関するヤルタ密約を取り決めた⁽⁸⁾。

ヤルタ協定におけるドイツの分割は、明らかに大西洋憲章の第二の原則に反するものであると解する。

また、極東問題に関するヤルタ密約においては、ヨーロッパの戦争が終結して2、3か月後、ソ連が連合国に与して日本に対する戦争に参加すること、千島列島は、ソ連に引き渡されることが取り決められた⁽⁹⁾。

日本とソ連の間には、1941年4月に締結された日ソ中立条約があり、その第3条により有効期間は5年とされていた⁽¹⁰⁾。

また、1875年に締結された樺太千島交換条約において、「クリル」群島すなわち千島の18島は、日本の領土であることが確認されていた⁽¹¹⁾。

ヤルタ協定によって日本はその固有の領土である千島諸島を失い、また日ソ中立条約の有効期限内であるにもかかわらず、ソ連の侵攻を受け、その固有の領土である千島諸島を奪われた。

第二次世界大戦は、自由を擁護し正義を保持するための米英ソを中心とする連合国と日独伊を中心とする全体主義の枢軸国との戦争であったとされるが、同時にそれは、帝国主義諸国家間の戦争（ドイツ・イタリア対イギリス・フランス、日本対アメリカ）であり、また資本主義対社会主義（独ソ戦）の戦争および帝国主義と民族主義の戦争（日中戦争、バルカン諸国の反ナチ解放戦争）と4つの異なる性格をもつ戦争が複雑に重なった戦争であった⁽¹²⁾。

アメリカについても、その帝国主義的な傾向を見ることができると考える。1937年の日中事変以後中国における戦争は長期戦争の様相を露呈し、その間において中国をめぐる日本と西欧側諸国、とくにアメリカとの間の帝国主義的対立はいよいよ先鋭を加えて来た⁽¹³⁾。

そこで1941年4月から日米戦争を回避するために、日米の外交交渉が続いたが⁽¹⁴⁾、交渉決裂の直接の契機となったのは、交渉の大詰め段階でアメリカから提示されたハルノートであった。そこでは日本軍の中国からの全面撤退が求められていた⁽¹⁵⁾。

中国を侵略した日本軍の撤退は、まさに正義にかなっており、異論のあるはずがない。

しかし、日本軍の中国からの撤退は、基本的に日本と中国との関係であり、日本と中国との間で解決すべき問題であると考ええる。日米交渉の最終段階で、中国からの日本軍の全面撤退を求めたアメリカの態度は、そのことによって日本を牽制し、中国に影響力を及ぼそうとしたアメリカの帝国主義の表れであると考ええる。

さて、中国の第12期（全人代）における李首相の「我々は第2次世界大戦の勝利の成果と戦後の国際秩序を守り抜き」という演説は、中国が、今後、帝国主義国家として行動することを国の内外に向けて宣言したものと解する。

このような状況に対して憲法学は十分に対処し機能していけるのか、はなはだ心もとないと考える

その理由は、戦後憲法学が依然として宮沢俊義によって提唱された八月革命説と非武装平和国家論の影響の下にあり、そこから抜け出せないでいることにあると考ええる。

3. 八月革命説と非武装平和国家論

宮沢俊義は、1946年3月6日の憲法改正草案要綱の発表とほぼ同時に「八月革命と国民民主権主義」⁽¹⁶⁾と「憲法改正について」⁽¹⁷⁾を発表した。

「八月革命と国民民主権主義」において宮沢は、「去る三月六日に発表せられた政府の憲法改正草案の特色のうちでいちばん重大なものは、いふまでもなく、国民民主権主義あるひは人民民主権主義である。」として「今日の政府の憲法改正草案が国民民主権主義を真向から承認していることきわめて明白であるとおもふ⁽¹⁸⁾。」と述べている。

そして「在来の日本の政治の根本建前は、一言でいへば、政治的権威は終局的には神に由来すとするものであった。これを神権主義

と呼ぶことができよう⁽¹⁹⁾。」

続けて「昨年八月、日本は刀折れ矢尽きて敵陣に降伏し、ポツダム宣言を受諾した。その宣言の中に「日本の最終的な政治形態は自由に表明せられた人民の意思に基づいて決せられる」といふ趣旨の言葉がある。ここに注目する必要がある。この言葉はいったい何を意味するであらうか。いふまでもなく、日本の政治の最終的な権威が人民の意思にあることを意味する。」と述べた上で、この国民民主権主義が「それまでの日本の政治の根本建前である神権主義とは全くその本質的性格を異にする、日本は敗戦によってそれまでの神権主義を棄てて国民民主権主義をとることに改めたのである⁽²⁰⁾。」ことを強調し、さらに次のように述べている。

「かような改革はもとより日本政府が合法的になし得るかぎりではない。天皇の意思を以てしても合法的には為しえぬ筈である。従ってこの変革は、憲法上からいへば、ひとつの革命だといはなくてはならぬ⁽²¹⁾。」

そして次のように結論づけている。「終戦によって、つまり、ひとつの革命が行われたのである⁽²²⁾。」

芦部信喜は八月革命説について、次のように述べている⁽²³⁾。

「この八月革命説は、現行憲法生誕の法理を民主的原理に忠実な形で矛盾なく説明しうる点で、学界の注目を強くひき、通説として確固たる地位を占めるに至った。」

宮沢はまた「憲法改正について」において「日本を眞の平和国家として再建して行かうといふ理想に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に軍備をもたぬ国家—そのみか眞の平和国家である—として立つて行くのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ」と述べた⁽²⁴⁾。

高見勝利は「憲法改正について」を非武装平和国家論（のちの通説）の起点⁽²⁵⁾と評価

している。

このように宮沢によって説かれた八月革命説は日本国憲法生誕の法理として、また、非武装平和国家論は、日本国憲法の平和主義と九条解釈の指針としてとして通説的な立場を確立した。

4. 宮沢俊義と科学としての憲法学

「八月革命と国民主権主義」と「憲法改正について」をほぼ同時に発表して八月革命説と非武装平和国家論を説き、戦後憲法学をリードした宮沢の憲法学について芦部信喜は、次のように述べている⁽²⁶⁾。

「日本の憲法学が真の科学としての憲法学になったのは、宮沢憲法学をもって嚆矢とするといってもおそらく過言ではあるまい。それほど先生は、科学としての憲法学の樹立に早くから熱情を以て取り組んだ。」

宮沢は法が政治的性格をもつということは当然に法学が政治的性格をもつべきであることを意味しない、として次のように述べている⁽²⁷⁾。

「法学と通常呼ばれるもののうちで…（以下同じ）

「法学と通常呼ばれるもののうちで法の解釈論と法の科学を区別する必要がある。両者は全くその本質を異にする。

法の解釈論は直接に実践に仕えるもので、その意味でその方法は必然的に政治的なものでなくてはならぬ。ここで政治を排斥することは結局概念法学に墮することを意味する。

法の科学は、これに反して、直接には理論に仕えるものであるから、その方法は必然的に科学的・理論的なものでならぬ。それが政治から独立であるべきことは、したがって、当然である。」

八月革命説をめぐるのは、ノモス主権論を説いた法哲学者の尾高朝雄とそれに反論した宮沢俊義との間で議論がかわされた。

尾高朝雄は次のように述べている⁽²⁸⁾。

「このたびの憲法改正—それは、実質上は新憲法の制定にもひとしい大変革である—にあたって、最も論議的となったのは、国民主権主義と天皇制との関係をいかに規定するかといふ点であった。政府の発表した憲法改正草案は、国民主権主義を文字の上で明らかに表現することを力めて避けようとした跡がある。しかし、すでにその前文で『国民の総意が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する』とあって以上、政府草案が最初から憲法制定権は国民に在るといふ建前に立ってゐたことは疑ひを容れない。そうして、憲法の制定は主権の発動の最も重要な場合であるから、それは、結局、主権が国民に在るということを意味することになる。」

そして、尾高は「国民主権主義と天皇制との調和点をどこに求めるかといふ点について、若干の考察を試みる⁽²⁹⁾」、として、次のように述べている⁽³⁰⁾。

「民主主義にも現実を越えた理念がなければならぬ、国民主権といふも、国民の総意といふも、實はさような民主主義の究極に在る理念なのである。」

そしてノモスの主権を論じて、次のように述べている⁽³¹⁾。

「国民主権主義が尊いのは、やはりそれが正しい統治意志の理念を表現してゐるがために外ならないのである。

これは、根本から見て、一体何を意味するか。—それは主権とは決して単なる力ではないといふことを意味するのである。天皇主権といひ、国民主権といふ、いづれも、単なる政治上の最高の力ではなくて、政治上の力の更に上に在って、一切の政治動向を制約すべき客観的な正しさなのである。」

そして尾高は「むかし、ギリシアの詩人ピンドロスは『ノモスはすべての人間と神々との王なり』といった」とし、「人類は更に改めてノモスの主権の本義に立ち戻らなければならない」とするノモス主権論を提唱した⁽³²⁾。

尾高のノモス主権論について、宮沢俊義は次のように述べてこれを痛烈に批判したことは、周知の通りである⁽³³⁾。

「尾高教授のノモス主権論は、何より、新憲法の定める国民主権と天皇制とを調和させることを目的とするものであり、それはたとえていうならば、国民主権の採用—それは必然的に天皇主権の否定である—によって天皇制に与えられた致命的ともいべき傷を包み、できるだけそれに昔ながらの外観を与えようとするホオタイの役割を演じようとするものである。」

そして宮沢は、次のように断じた⁽³⁴⁾。

「教授の意図は、明瞭である。それは、一言でいえば、新憲法における天皇制のアポロギヤである」。

樋口陽一は、宮沢が科学としての憲法学の視点から八月革命説を説いたとして八月革命説を支持する立場から、次のように述べている⁽³⁵⁾。

「[ノモス主権]論が、新旧二つの憲法とも[ノモス]こそ最高だとする点では変わらないと主張することによって、二つの法体制の連続性を強調しようとしたのに対して、宮沢教授は、それを、ポツダム宣言の受諾によって天皇制に与えられた「致命的ともいべき傷を包み、出来るだけそれに昔ながらの外観を与えようとするホウタイの役割を演じようとするもの」と批判しました。（「国民主権と天皇制についてのおぼえがき」1948年）。

宮沢教授の見解は、敗戦すなわち「八月革命」の時点でいちやくそのような「致命的ともいべき傷」を認識していたわけではありません（たとえば、1945年10月段階での『毎日新聞』寄稿）。しかし、そのような認識のための時間差の問題は別として、その認識内容そのものとしては、かつて1930年代に宮沢憲法学が提示していたイデオロギー批判の手法をあざやかに適用したのと考えております。」

しかし、樋口は、いちばん肝心な問題にふれることを回避していると考える。それは、ポツダム宣言の受諾がなされてから八月革命説が発表されるまでの6か月あまりにわたる時間の経過、すなわち樋口のいう時間差の問題をいかにとらえ評価するかという問題である。

この時間差こそ、八月革命説を説いた宮沢の憲法学が真の意味で科学的憲法学といえるのかという評価を下すかぎになると考える。時間差の問題を回避してこの問題を論じることはできないと考える。

樋口の説くように、八月革命説が科学的認識の所産であったとするならば、八月革命説は革命が起きたとされるまさに八月に発表されるべきであったと考える。

ところが宮沢はポツダム宣言受諾の時点では、天皇主権から国民主権への移行があったということを全く認識していなかった。

このことは、終戦直後に宮沢が戦地から復員してきた学生たちにおこなった講義内容から明らかである。

1945年9月2日、アメリカの戦艦ミズーリの艦上で降伏の調印式が行われたその日に、宮沢は戦後はじめて講義をした⁽³⁶⁾。

講義の冒頭で、宮沢は次のように語っている⁽³⁷⁾。

「申し上げるまでもなく敗戦にもとづくポツダム宣言の受諾によりまして我々は民主政治或いはデモクラシーというものを確立しなければならぬという国際法上の義務を負わされました。従って我々が欲すると否とに拘わらず我々はそれを実行しなければならぬという地位にあるのであります。」

続けて宮沢は、次のように語っている⁽³⁸⁾。

「そこで私はここで出来るだけ客観的な科学的な立場からこの問題についてお話してみたいとおもいます。……私としては成るべく客観的な立場から真理を探究するという方針の下にお話を進めてゆきたいと思っております。」

そして、この秋講義が9月2日に始まったことにふれ、次のように語っている⁽³⁹⁾。

「実のところ、講義につきまして最初私は何となく気が進みませんでした。しかし、いろいろ考えてみましたところ、我々の任務というものは、真実の探求というところにある。而もその点について我国においては従来相当に欠けるものがあった。そして、そのこと、即ち、真実の探求において欠けるものがあったということと今回の敗戦ということとの間にきわめて密接な関係があったのではないか。こういうことを考えました。こう考えますと、真実の探求を使命とする学徒の任務は今日きわめて重大なものがあることを自覚せざるを得ません。そこで私はこういう時こそ一層熱心に講義をしなければならぬのだということを実を以て考えて、敢えて戦場から還って来た多くの元気な学生を相手にまた講義を続けようという勇気をもった次第であります。国家の真の正しい発展のために真実の探求ということが如何に必要であるかということは申し上げるまでもないと思います。」

そして、「帝国憲法の使命は第一に明治維新以来成長し発展してきたデモクラシーの思想を実現することにあった⁽⁴⁰⁾」と述べ、次いで明治憲法における民主政治的要素と反民主政治的要素について、さらに明治憲法下における民主政治の消長につて論じ、憲法改正については、次のように述べている⁽⁴¹⁾。

「私の個人の意見を簡単に申し上げれば、今までに申したような趣旨の改革を行うためには、憲法を改革しなければ何も出来ないというわけではありませんが、やはり憲法を改正する方が効果的にいろいろな改革が出来るのではないかと思います。」

そして、次のように、その講義を締めくくっている⁽⁴²⁾。

「現在ポツダム宣言にもとづき、連合国の権力の下にありまして、独立国ということでは出来ない状態にあります。我国の統治権は聯

合国指令官の制約下にあるのであります。明治の我々の祖先達が今地下から眠りを覚まして今日の有様を見たら何というでありましょうか。我々は辛抱強く民主政治の確立に努力し、ポツダム宣言の諸条項を完全に履行し、主権を回復して完全な独立国となる日を待たねばなりません。」

このように、終戦直後に宮沢が学生たちにおこなった講義の内容と八月革命説との間には、大きな断絶がある。

この間の事情を解明する手がかりとして八月革命説とほぼ同時に発表され、非武装平和国家論を説いた宮沢の論文について、法制局の高官として日本国憲法の制定作業に深くかかわった佐藤達夫⁽⁴³⁾のコメントと、そのコメントをめぐる小林直樹と宮沢俊義との対談をあげることができる。

佐藤達夫は、次のようにコメントしている⁽⁴⁴⁾。

「発表が〔三月号〕であるし、何かの事情でマッカーサー草案のことを知った上での記述かとも思われるが、この論稿の他の部分に〔この稿の世に出る頃には、もう政府の改正案の内容も公にせられてあることであろう〕とかかかっているところからいって、少なくともその執筆が、政府綱要の発表された三月六日前であることは推測できる。」

佐藤のこのコメントについて、小林直樹は宮沢俊義との対談でこのことについて次のように訊ねている⁽⁴⁵⁾。

「ところで先生は、いわゆる三月六日案とよばれる政府草案が発表される前に、〔平和国家の建設〕を憲法改正の理念とすべきだという論文を『改造』に書かれています。日本が平和国家として積極的に〔丸裸になって出直す秋である〕という非武装思想を明らかにしているのは、この当時としては、佐藤達夫氏が指摘している（『日本国憲法成立史』第二巻927頁）とおりに〔めずらしかったといっけい〕わけですが、当時すでに宮沢先生が〔何かの事情でマッカーサー草案のことを

知った上で]書かれたのかどうか。大事な提言ですので、うかがっておきたいと思います。」

この小林の間に対して、宮沢は次のように答えている⁽⁴⁶⁾。

「いかにも残念ですが、どうも肝心な点の私自身の記憶がすこぶる怪しいのです。一生懸命に思い出してみますと、私は当時の閣僚の一人からマッカーサー草案のことを聞いていました。たぶん、二月の下旬、それが閣僚にわかった頃だったでしょう。政府が非常に困っていると聞いたように思いますが、それが第一条の国民主権についてのことだったと記憶しています。国民主権を認めるとなれば『国体の護持』ということは、言えなくなるのではないかと。それで政府が大いに頭を悩ませているというような話を聞いたように思います。そのとき、その草案の第九条の非武装の規定のことも聞いたかも知れませんが、私としては、国民主権と『国体の護持』の関係で政府がひどく困っているという印象を強く受けたので、第九条との関係はどうもはっきり印象に残っていません。

しかし、佐藤達夫さんの指摘されるように、マッカーサー草案が発表される前に、私が非武装思想を少しでも主張したとすると、私自身、マッカーサー草案の存在を知る機会をもっていた以上、私の発言がマッカーサー草案の第九条⁽⁴⁷⁾の規定と無関係だと見ることはむずかしいでしょう。やはりその草案のことを聞いたときに（もちろん、私は英文の(?)草案を数分のぞいだけで、丁寧に読む機会は与えられませんでした。)第九条のことも一緒に聞いて、それが私の頭の中に入っていたかも知れません。佐藤達夫さんの推測どおり、私が「マッカーサー草案のことを知った上で」書いたもの判断するよりしかたがないような気がします。」

この対談から明らかになったことは、宮沢の八月革命説も非武装平和国家論もマッカー

サー草案をもとに構想されたものであるということ、そして、宮沢の八月革命説と非武装平和国家論は、マッカーサー草案を全面的に支持する視点から論じられたものであったということである。

長谷部恭男は、八月革命説について「日本国憲法の正統性、つまり生まれの由緒正しさに関する支配的な学説」⁽⁴⁸⁾とした上で、次のように述べている。

「日本政府がポツダム宣言を受諾した1945年8月に日本の主権は天皇から国民に移動し、それにともなって大日本帝国憲法はその内容において根底的に変動した（国民主権原理と矛盾する部分は効力を失った）とする。つまり、ポツダム宣言受諾の時点で日本の政治制度の正統性は一度断絶した。そして、[革命]後の大日本国憲法はすでに国民主権にもとづくものであるから、その憲法の改正手続を経て現在の日本国憲法が生み出されたことには正統性が認められることになる。」

続けて、次のように述べている。

「この議論の特徴は、ポツダム宣言が日本の政治体制の国民主権への即時の転換を要求していたと主張するのみならず、そのような革命的要求を行うポツダム宣言の正統性を所与の前提とする点にある。

ところで、ポツダム宣言についても正統性のみならずその正当性を問題にすることができる。日本の政治体制の根本的変革を要求すること、及びその前提として「無条件降伏」を要求することははたして正当であろうか。不当な要求であったが受諾した以上は正統だというより、この要求自体正当であったという方が、日本国憲法の正統性を主張する側にとっては落ち着きがよい⁽⁴⁹⁾。」

石川健治は宮沢と尾高のノモス主権論争について次のように述べている⁽⁵⁰⁾。

「宮沢が神＝憲法制定権力の交替による歴史の断絶を露わにしようとするのに対して、尾高は、より上位にあるノモスの連続性を強

調する。そして、戦前・戦後を通じたノモスの連続性の弁証は、人々がアノミーに陥ることを—これが当時において実効性ある処方箋であったかどうかは、たしかに疑わしいが、—少なくとも論理的には阻止することになるはずであった。そのような尾高の設問は、全く理解されることなく、論争は、表面的には、国体の変更を主題化した宮沢の圧勝で終わった、と受け止められてきた。尾高がノモス主権という場合の『主権』の論理は、こうしたノモ斯的空間を active demos たちの政治空間から強制的に自立化させるための、謂わば梃子として用いられていることに注意したい。』

長谷部が明らかにしているように、八月革命説は日本国憲法制定の原点となったポツダム宣言の正統性と正当性を主張することにあつたと考える。明治憲法の天皇主権主義から日本国憲法の国民主権主義への移行を合理的に説明しようとすれば、ポツダム宣言受諾の時点で天皇主権から国民主権への移行がすでにおこなわれていた。そして、ポツダム宣言が日本に民主主義を迫ったことは正しいことであつた。

このように解釈すれば、マッカーサー草案が国民主権を明記したとしても、何ら問題はない。このようなわけで、八月革命説はマッカーサー草案を基にした日本国憲法の正統性と正当性をともに証明するために構想された学説であつたと考える。

八月革命説が発表されてから22年を経て宮沢憲法学について有力な憲法学者たちが、次のように発言している⁽⁵¹⁾。

阿部「一般的に、ぼくらの現在の感覚ではよくわかりませんが、8月15日という日は、事実としては非常にショッキングな出来事ですが、日本の長い歴史のひとつコマで、特に法律的にどれほど大きな変革を惹起するかということを的確にその当時において判断するのは—もちろん後になって冷静に考える

のところが—たいへんむずかしいことだったでしょう。』

樋口「そういう判断を狂わせるようなイデオロギーというものがあるのが戦時中全国民に注入されたわけでしょう。だから宮沢教授が八月革命説をだされ、そうして後に対尾高論争できわめて明快にノモス主権論批判、イデオロギー批判を展開するのですけれども、その原点がどこであるかということですね。」

奥平「ひとつにはおそらく、教授は非常に繊細な精神の持ち主だから、昭和10年以後の天皇機関説に対する弾圧がものすごく響き、それが戦時中の行動を規定し、さらに戦後処理にまで及んだという側面があるのではないのでしょうか。ようやく今度は新風巻き起こるとともに、もとの精神が徐々に復活するということなんじゃないでしょうかね。」

樋口や奥平は、宮沢の八月革命説や非武装平和国家論が自由な環境の下で科学的な思考をもとに構想され、発表されたと考えているようである。

しかし、現実はそうではなかった。ここでポツダム宣言の受諾から八月革命説と非武装平和国家論の発表に至る経緯をみたい。

5. 占領体制と科学としての憲法学

ポツダム宣言受諾のすぐ後で、戦地から復員してきた学生たちに「憲法改正と民主政治」の講義をした宮沢が、半年後にその講義と全く内容を異にする八月革命説を発表したことは、みた通りである。

「憲法改正と民主政治」の講義から八月革命説の発表までの半年の間に、日本占領の体制は整備・強化され、占領政策は着々と進められた。

憲法について言えば、1945年10月11日に内閣に憲法問題調査委員会が設置され⁽⁵²⁾、1946年2月8日に日本政府の「憲法改正要綱」が総司令部へ提出された⁽⁵³⁾。

しかし、日本政府の「憲法改正要綱」は総

司令部によって拒否され、2月13日に 総司令部案が日本政府へ提示された⁽⁵⁴⁾。

総司令部の「憲法改正 [案] [マッカーサー草案] [新訳]」は、前文と11章92か条からなっていた⁽⁵⁵⁾。

第1章は天皇について、第2章は戦争の放棄について規定されていた。

第1章 天皇の第1条は、次のようになっていた⁽⁵⁶⁾。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である。この地位は、主権を有する国民の総意に基づくものであって、それ以外の何ものに基づくものでもない。

第2章 戦争の放棄は、次のようになっていた⁽⁵⁷⁾。

第8条 国権の発動たる戦争は、廃止する。いかなる国であれ他の国との間の紛争解決の手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。

陸軍、海軍、空軍その他の戦力をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が国に与えられることもない。

ちなみに、総司令部案の起草に先だって最高司令官から憲法改正の「必須要件」として示された3つの基本的な点、いわゆるマッカーサーノートの2は、次のようになっていた⁽⁵⁸⁾。

「国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決の手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。」

国際連合憲章の第51条は、個別的ならびに集団的自衛権を、加盟各国の固有の権利として保障している⁽⁵⁹⁾。マッカーサー草案の原型となった当初のマッカーサーノートでは、

この自衛権までもが否定されていた。

しかしこの部分は、マッカーサー草案の前文の第2段落の冒頭に「恒久の平和を念願し、今や人類を動かしつつある、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するが故に、われらは、われらの安全と生存を、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した」⁽⁶⁰⁾として残され、それは、日本国憲法前文の第2段落の冒頭に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」として現在に至っている。

1946年3月6日に、発表された日本政府の憲法改正草案要綱の第二 戦争の抛棄は次のようになっていた⁽⁶¹⁾。

第二 戦争の抛棄

第九 国ノ主権ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他国トノ紛争解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄スルコト
陸海空軍其ノ他ノ戦力ハ之ヲ認メザルコト

6. 占領体制と検閲ならびに公職追放

さきに紹介した憲法学者の討論で、樋口や奥平は八月革命説が戦後の自由な雰囲気の中かで発表されたかのように語っているが、現実はそうではなかった。日本は、戦時下に勝るとも劣らない言論統制すなわち検閲とさらに公職追放の嵐にさらされていた。

占領下の検閲について評論家の松浦総三⁽⁶²⁾は、その著書で次のように述べている⁽⁶³⁾。

「占領がはじまってから30か月間、つまり昭和20年10月5日から昭和23年7月まで、日本の全出版物は占領軍によって事前検閲を受けた。そして、昭和23年7月以降は、左翼的色彩のつよい総合雑誌のほかは、事後検閲になった。さらに昭和24年の末には、総合雑誌

も事後検閲になった。」

では、検閲は実際にどう行われたか。

「まず、新聞社または出版社から校正刷りをCIC⁽⁶⁴⁾の検閲課にさし出させる。英語のできる日本人や二世のアメリカ人が、これを翻訳して、アメリカ人の検閲将校にみせる。それを一読した将校が、削除または訂正すべき場所を指示する。翻訳者は、検閲将校が削除または訂正を命じた箇所にあたる校正刷りの部分に赤鉛筆でDELATE（削除）と書いて線を引く。新聞社や出版社では、削除の箇所をさしさわりのない言葉にかえなくてはならない。伏字のXXや〇〇を使用してはいけないのである。理由は、伏字をつかうと占領軍が検閲していることが、一般読者にわかるから、検閲の痕跡をのこしてはいけない、というものであった⁽⁶⁵⁾。」

八月革命説も非武装平和国家論も占領軍の事前検閲を受けて発表されたものであったと考える。

宮沢俊義自身が、その検閲の体験について、次のように語っている⁽⁶⁶⁾。

「今度の憲法が与えられた憲法であるとかいう、そういう意味における今度の憲法の性格であります。このことはいまさら申し上げるまでもなく、できました当初は、司令部の方針としてそういうことは発表してはならないということになっておりましたので、政府も常にこれは幣原内閣の意思に基づいてできたものであるかのごとくに説明して、議会でもそう言う説明で通しました。また一般の評論などでも、多少ともそれに対してそういった匂いのするようなものを書きますと、全部検閲でカットされました。」

占領下の公職追放について、増田 弘⁽⁶⁷⁾は次のように述べている⁽⁶⁸⁾。

「公職追放いわゆるパージ [purge]、正式には『好ましからざる人物の公職からの除去および排除』(Removal and Exclusion of Undesirable Personnel from Public Office) は、新憲

法制定、農地改革、財閥解体、教育改革、労働改革などとともに、日本の非軍事化、民主化を目標としたアメリカの対日政策の一翼を担い、戦後日本の変革史に重大な足跡を残した。とりわけパージは、新憲法や農地改革等が『目的』であったのに対して、それら目的を達成するための『手段』として、かつ絶大な威力を発揮したのである。」

1946年1月4日、GHQは日本政府に対して公職追放指令、すなわち『公務従事に適せざる者の公務からの除去に関する覚書』(SCAPIN-550)と『政党、政治結社協会及びその他の団体の廃止に関する覚書』(SCAPIN-548)を発出した。日本の各界では楽観的なムードが強かったので、A項からG項まで幅広い領域の責任者が追放に該当する旨が公表されるや、臍に傷をもつ日本人は震え上がった⁽⁶⁹⁾。」

結局、20万8777人が追放となった⁽⁷⁰⁾。東京大学では、法学部教授の安井 郁や末広巖太郎が追放された⁽⁷¹⁾。

東大法学部の同僚が追放されるという状況の下で、1941年には、明治憲法下の立憲政治に反するとして大政翼賛運動の違憲性を論じた佐々木惣一の論文⁽⁷²⁾に反論して、大政翼賛運動の合憲性を論じた論文⁽⁷³⁾を発表し、また日米開戦後には対米英非難の激烈な文⁽⁷⁴⁾を雑誌に発表した宮沢の心境はきわめて複雑であったに違いない。

公職追放は軍国主義者や超国家主義者とされた者以外にも及んだ。第一次吉田内閣の大蔵大臣石橋湛山⁽⁷⁵⁾は、1947年5月16日付で公職追放に処せられた⁽⁷⁶⁾。占領政策に全面的に従わなかったことがその主たる理由であった。要するに占領政策に従わない言論や行為は許されなかった。

降伏文書調印の日に、宮沢が戦地から復員してきた学生たちにおこなった講義は、ポツダム宣言受諾による日本の超国家主義体制の崩壊と、連合国の日本占領体制確立のはざま⁽⁷⁷⁾にあった自由な雰囲気の下でおこなわれたも

ので、その講義においては、宮沢の憲法改正問題に対する真意が披瀝されたと考える。

7. 日本占領管理の基本原則

宮沢の八月革命説と非武装平和国家論は、ともにポツダム宣言と新しい日本のあるべきかたちについての科学的な認識をもとに唱えられたものではなく、マッカーサー草案をもとにした日本国憲法を支持する政治的な立場から生まれたものであることは、これまでみた通りである。

それでは、マッカーサー草案を日本政府に提示したアメリカをはじめとする連合国の占領政策はいかなるものであったのか。

1945年9月2日の降伏文書への調印式に続いて9月6日には、連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達が発せられ⁽⁷⁸⁾、11月11日には、「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に對する降伏後における初期の基本的指令」⁽⁷⁹⁾が発せられた。

こうして占領政策は、着々と実施に移された。

初期の基本的指令には50の項目があり、連合国の占領政策が詳細かつ具体的に提示されている。そのなかで、日本の軍事占領の基本的目的として、

「日本に関する連合国の終局の目的は、日本が再び世界の平和及び安全に対する脅威とならないためのできるだけ大きい保証を与え、又、日本が終局的には国際社会に責任あり且つ平和的な一員としてして参加することを日本に許すような諸条件を育成するにある。この目的の達成にとって不可欠と考えられるある措置は、ポツダム宣言に述べられている。」⁽⁸⁰⁾とあった。

そして、これらの措置は、特に次の諸点を含んでいるとして次の6項目があげられている⁽⁸¹⁾。

「カイロ宣言を履行すること及び日本の主権を主要四島及び連合国の決定する諸

小島に制限すること。

あらゆる形態の軍国主義及び超国家主義を排除すること。

日本を非武装化し且つ非軍事化し、日本の戦争遂行能力を引き続き抑制すること。

政治上、経済上、社会上の諸制度における民主主義的傾向及び過程を強化すること。

日本における自由主義的政治傾向を奨励し且つ支持すること。

米国は、日本政府が民主主義的自治の諸原則にできるだけ従うことを希望するが、日本国民の自由に表示された意思によって支持されないいかなる政治形態をも日本に強いることは占領軍の責任ではない。」

さらに、「日本の軍事占領は連合国の利益のために実施されているものであること」が強調されている⁽⁸²⁾。

8. おわりに

2014年5月12日付けの新聞は、一面トップで「南シナ海 自制求める ASEAN 首脳宣言」の大見出しで、次のように報じている⁽⁸³⁾。

「東南アジア諸国連合（ASEAN）の首脳会議が11日、ミャンマーの首都ネピドーで開かれ、ベトナム、フィリピンと中国との間で対立が深まっている南シナ海問題を念頭に「自制と武力不行使、緊張を高める行動を控えるよう全ての関係国に求める」とする「ネピドー宣言」を採択した。」

この新聞報道は、新しい帝国主義国家の出現により東南アジアが緊張に包まれていることを伝えている。

さて、冒頭で問題提起をしたように、近隣に新しい帝国主義国家が出現したことにより、日本はいま、その主権と安全が脅かされ、日本固有の領土を奪われかねない深刻な状況の下にある。

しかし、日本がこのような危機にあるという認識を多くの憲法学者が共有しているようには思われない。

著名な憲法学者である奥平康弘は、雑誌の「〔特別企画〕岐路に立つ平和一戦後日本のゆくえ」⁽⁸⁴⁾、において「憲法は国民が国家権力を管理するためにある」という表題のもとで、「立憲主義に逆行する自民党改定案」⁽⁸⁵⁾を批判し、次いで「台頭する中国と日本の「あせり」」に言及し⁽⁸⁶⁾、結びに「世界に誇れる小国を目指せ」として、次のように述べている⁽⁸⁷⁾。

「『アラブの春』などを見てもしみじみ思うことだが、世界はいま大きく変わりつつある。日本に強くかかわる変化としては、中国はこれからますます大国化し、やがては経済規模でアメリカを追い抜く可能性があるだろう。しかし、世界がどう変わっても、憲法を変えてまで対処しなければならぬ変化が日本に必要なとは、ほくには考えにくい。

これからの日本は、『大国を目指そう』などと、ゆめゆめ考えるべきではないと思う。小国、あるいは中堅国家でもでもいい。そのかわり、『日本はいい国だね』と世界の人から言ってもらえるような、『ひと味違った日本』を目指そうではないか。

そのひと味違う点が何かといえ、一つには平和主義であろう。そうして、日本が今後も平和主義を堅持するための最大の財産といえ、やはり日本国憲法にほかならないのだ。」

奥平の説く「世界に誇れる小国」とは、まったく意味不明のことばである。その一方で、奥平は日本国憲法の平和主義をたたえているが、国際社会の法と秩序を公然と無視し、自国の利益のみを追求するこの帝国主義国家に対しては、奥平の賞賛するその平和主義はまったく無力なのではあるまいか。

さて、政府の集団的自衛権行使容認論ともかかわって集団的自衛権をめぐる論議が盛ん

である。

長谷部恭男は、政府の進めようとしている集団的自衛権容認に対して反対する立場からこの問題を論じている⁽⁸⁸⁾。

1999年に「平和主義の原理的考察」を発表し⁽⁸⁹⁾、戦後憲法学の通説である実力をもって国家を防衛することはいかなる場合にも決して許されないとする考えを絶対平和主義と定義した。

そして憲法第九条をもつ現在の日本にとって、平和主義を実現するいくつかの選択肢のひとつとして、各国が自衛のための何らかの実力組織を保持することを完全には否定しな「穏和な平和主義」を提唱した⁽⁹⁰⁾。

長谷部の新鮮で柔軟な憲法解釈は大きな驚きと喜びを与えてくれたことを思い出す。

その長谷部恭男は、新聞紙上で集団的自衛権の論点の3つのポイントとして、「憲法解釈の変更は無理筋・9条の理念と不整合・従来の理解、自然な理屈」として、いまの内閣が進めようとしている集団的自衛権行使容認論に反対している。そして、「自国の安全を保障するための最小限の実力は保持できるし行使も可能であるが、それ以上のことはできない」とするこれまでの政府見解を支持している⁽⁹¹⁾。

しかし、このような政府見解には、根本的な疑問がある。それは、現在の現実の世界において個別的自衛権だけで国の安全を守ることができるのかという問題である。

とくに、核兵器が戦争の帰趨を決定する現在の国際社会において、核を保持しない日本が個別的自衛権だけで国の安全を守ることができないのは自明である、と考える。

核兵器の保持なくして、自国の安全を保障するための最小限の実力の保持と言えるのか疑問である。

国際連合憲章第51条が加盟各国の固有の権利として保障している⁽⁹²⁾集団的自衛権の行使を容認する以外に、日本の存立と安全を保

つことはできないと考える。

長谷部は、「現在の国家は、英国の外交官ロバート・クーパーが指摘するように（「国家の崩壊」）、[ポストモダン国家] への変貌を遂げてつつある。」と述べ、その持論を展開したのち、次のように結んでいる⁽⁹³⁾。

「時代錯誤の『帝国』の変化（できれば崩壊ではなく）を予期し、それに備えた東アジアの未来をこそ構想すべきであろう。」

しかし、長谷部の言う時代錯誤の『帝国』の変化を期待することはできるのだろうか。否と答える以外にないと考える。

2010年10月9日付けの新聞は、その一面で「劉氏にノーベル平和賞」「服役中の中国民主活動家」の見出しの下で次のように報じている⁽⁹⁴⁾。

【ロンドン共同】ノルウェーのノーベル賞委員会は8日、2010年のノーベル平和賞を、中国の著名な民主活動家、劉曉波（りゅう・ぎょうは）氏（54）＝[国家政権転覆扇動罪]で服役中＝に授与すると発表した。[長年、中国で基本的人権（の確立）のため非暴力的な手段で闘ってきた]ことが受賞理由。国内に住む中国人がノーベル平和賞を受賞するのは初。受刑者への授与も異例だ。

同委員会は氏が1989年の天安門事件に参加し、共産党一党独裁体制の廃止などを訴えた2008年の「08憲章」の起草を主導したことに言及。中国に「世界第2位の経済大国として一層の責任を持たなければならない」と人権状況の改善を強く迫った。

劉氏はいまも服役中であるが、中国政府による人権侵害は、劉氏の家族にも及んでいる。

2013年12月10日付けの新聞は、「劉氏[平和賞]から3年 心病む妻 治療にも壁」の見出しの下で次のように報じている⁽⁹⁵⁾

「中国共産党の専制に挑み、[08憲章]を起草した劉曉波氏（57）＝服役中＝にノーベル平和賞が贈られてから10日で3年になる。身内の拘束が相次ぐ妻の劉霞氏（54）は孤独を

深め、再審請求にかすかな希望を見いだそうとしている。[気が狂いそうです] 6月、劉霞氏から手紙を受け取った莫少平弁護士は、追い詰められた彼女が心の均衡を失いつつあるのを感じた。同月、実の弟が仕事上の取引を巡り詐欺罪に問われ、実刑判決を受けた。判決は国家政権転覆扇動罪に問われた夫と同じ懲役11年。夫の受賞以来、自らも自宅軟禁が続く。弟への判決は、監視をすり抜けて自宅を訪れた支援者や記者に当局への批判を伝えたことへの報復と受け止めている。莫弁護士によると、弟の判決後、劉霞氏は弁護士と会うことも許されなくなり、外部との接触は週1回の両親との面会と、月1回、劉曉波氏が服役する刑務所に通うことだけになった。経済的に支えてきた弟の服役で収入も途絶えた。人権活動家の胡桂氏によると、劉霞氏は情緒が不安定になり、家族が差し入れる抗うつ剤の服用を始めた。当局に訴えれば病院や施設に收容されかねないという恐れから、医師の治療を求められないでいる。」

状況は、2010年度のノーベル平和賞を受賞した中国の著名な民主活動家、劉曉波氏の例に見られるように、長谷部の予測や期待よりもはるかに深刻である。

東アジアにおける現状はポストモダンを論じる以前の状況にあり、この状況が改善される見通しは、いまのところまったくないと考える。

日本はいま、その主権と安全にとってゆるがせにできない大きな危機に直面していると考える。

しかし、憲法の学徒たちにはそのような危機意識は希薄なのではなかろうか。その意味で戦後の憲法学を主導した宮沢の憲法学がいまなお、憲法学の世界を覆っているように感じられる。

八月革命説は、宮沢がその結果を予見し、あるいは意図したものであったかどうかはともかく、尾高が危惧したように、日本の歴史

を切断し文化を破壊しようとしたものであったと考える。

宮沢は、尾高のノモス主権論を天皇制に与えられた致命的ともいふべき傷を包み、できるだけそれに昔ながらの外観を与えようとするホウタイの役割を演じようとするものであり「新憲法におけるアポロギヤである」と断じたことはみた通りである。

尾高のノモス主権論を批判した宮沢の論法に従えば、八月革命説と非武装平和国家論は、日本国憲法がマッカーサー草案を基にして制定されたという日本国憲法成立の過程を覆うためのホウタイの役割を演じたものであり、日本国憲法のアポロギヤであるといつてもよいのではあるまいか。

八月革命説は、また日本人に「ナショナルアイデンティティーの喪失」⁽⁹⁶⁾をもたらしたのではないだろうか。

受け継ぐべき歴史を切断され、守るべき文化を失った国の国民にとって、国家はまさに守るに値しない国家である。国民にとって守るに値しない国家は、国際連合憲章によって加盟各国の固有の権利とされている個別のもしくは集団的自衛の権利を否定され、日本国憲法前文にあるように、ひたすら諸国民の公正と信義に信頼し、その生存と安全をはかる以外にない。

このようなわけで、宮沢の八月革命説と非武装平和国家論は、占領政策の基本的な目的であった日本の民主化と非軍事化にまさに的確に対応したものであったと考える。

これまでみてきたように、宮沢によって主導された戦後憲法学の憲法解釈は、日本国憲法の科学的な認識の所産ではなかった。してみれば、戦後の世界が大きく変わった現在の状況の下で、戦後憲法学が解決を迫られている憲法上の問題について明快な回答を出せないのは当然かも知れない。

注

- (1) 朝日新聞2014年3月6日2面
- (2) 前掲注(1)
- (3) 大沼保昭・藤田久一『国際条約集』745頁 有斐閣 2003年
- (4) 前掲注(3)753頁
- (5) 前掲注(3)754頁
- (6) 藤村 信『ヤルター戦後史の起点』309～317頁 岩波書店 1985年
- (7) 前掲注(6)312頁
- (8) 前掲注(6)321～322頁
- (9) 前掲注(6)321頁
- (10) 外務省『日本外交年表並主要文書下』491頁 原書房 1966年
- (11) 前掲注(3)762頁
- (12) 藤村瞬一『万有百科大事典11政治社会』373頁 小学館 1973年
- (13) 岡 義武『岡義武著作集第七巻』218頁 岩波書店 1993年
- (14) 前掲注(10)492～495頁
- (15) 前掲注(10)563～564頁 ハルノートすなわち日米交渉十一月二十六日、米側提案の三「日本国政府ハ支那及印度支那ヨリ一切ノ陸、海、空軍兵力及警察力ヲ撤収スベシ」
細谷千博・佐藤元英「戦争回避の機会は二度潰えた」『中央公論』2007年12月号60～76頁
- (16) 宮沢俊義「八月革命と国民主義」『世界文化』1946年 五月号
- (17) 宮沢俊義「憲法改正について」『改造』1946年 三月号
- (18) 前掲1664頁
- (19) 前掲1666頁
- (20) 前掲1666頁
- (21) 前掲1668頁
- (22) 前掲1668頁
- (23) 芦部信喜『憲法制定権力』163頁 東京大学出版会 1983年
- (24) 前掲注(17)25頁
- (25) 高見勝利『芦部憲法学を読む』478頁 有斐閣 2004年
- (26) 前掲注(23)174頁
- (27) 宮沢俊義『公法の原理』143～144頁 有斐閣 1967年
- (28) 尾高朝雄「国民主義と天皇制」国家學會編『新憲法の研究』18頁 有斐閣 1947年

- (29) 前掲注2823頁
- (30) 前掲注2835頁
- (31) 前掲注2841頁
- (32) 前掲注2841頁
- (33) 宮沢俊義「国民主権と天皇制とについてのおぼえがき 尾高教授の理論をめぐって」『国家学會雑誌』第62巻第6号18頁 1948年
- (34) 前掲注3333頁
- (35) 樋口陽一「日本憲法学における〔科学〕と〔思想〕」3～4頁
『法・法学イデオロギー 法哲学年報 1981年』
- (36) 林 芳典『昭和思想史への証言 改訂新版』172頁 毎日新聞 1968年
- (37) 宮沢俊義「I憲法改正と民主政治」270頁『憲法論集』有斐閣 1978年
- (38) 前掲注37270頁
- (39) 前掲注37271頁
- (40) 前掲注37303頁
- (41) 前掲注37321頁
- (42) 前掲注37327～328頁
- (43) 1945年 法制局第1部長、1946年法制局次長、1947年～1954年 法制局長官佐藤達夫『日本国憲法誕生記』中公文庫1999年による。
- (44) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第二巻927頁 有斐閣 1964年
- (45) 前掲注36168頁
- (46) 前掲注36168～169頁
- (47) 八条の誤り、高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』273頁 有斐閣 1972年
- (48) 長谷部恭男『憲法学のフロンティア』101頁 岩波書店 1999年
- (49) 前掲注48102頁
- (50) 石川健治「イン・エゴイストス」長谷部恭男・金 泰昌『法律から考える公共性公共哲学12』198頁 東京大学出版会 2004年
- (51) 杉原泰男 奥平康弘 樋口陽一 影山日出弥 阿部照哉「憲法学の方法 研究と討論」『法律時報』40巻11号34頁 1968年
- (52) 『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』憲法調査会事務局 195～201頁 1961年
- (53) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程 II 解説』38頁 有斐閣 1972年
- (54) 前掲注5355頁
- (55) 前掲注47266～303頁
- (56) 前掲注47269頁
- (57) 前掲注47273頁
- (58) 前掲注4799頁
- (59) 前掲注324頁
- (60) 前掲注47267頁
- (61) 佐藤達夫著 佐藤 功補訂『日本国憲法成立史』第三巻 189頁 有斐閣 1994年
- (62) 昭和・平成期のジャーナリスト、評論家 『20世紀日本人名事典そ～わ』2頁 日本アソシエーツ株式会社 2004年
- (63) 松浦総三『増補決定版占領下の言論弾圧』59頁 現代ジャーナリズム出版会 1784年
- (64) CIC GHQの組織で対敵諜報部の略称 山本武利「検閲とメディアのブラック化」1頁 山口昭男『占領期雑誌資料大系文学編Ⅱ第二巻』岩波書店 2010年
- (65) 前掲注6359頁
- (66) 宮沢俊義「日本国憲法の性格と改正論」4頁 自由党憲法調査会総会速記録1954年
- (67) 日本政治外交史専攻、1990年、石橋湛山賞受賞
- (68) 増田 弘『公職追放 三大政治パージの研究』1頁 東京大学出版会 1996年
- (69) 前掲注689頁
- (70) 前掲注6816～17頁
- (71) 山本礼子『占領下における教職追放 GHQ / SCAP 文書による研究』181～193頁 明星大学出版部 1994年
- (72) 佐々木惣一「新政治体制の日本的軌道」『中央公論』1940年10月号
- (73) 宮沢俊義「大政翼賛運動の法理的性格」『改造』1941年1月号1
- (74) 宮沢俊義「アングロサクソン民族のたそがれ」『改造』1942年1月号
- (75) 前掲注6867頁 石橋湛山は、満州事変、日中戦争、日独伊三国同盟、太平洋戦争と続く危局においても政府・軍部への批判的態度を崩さず、自由主義の孤塁を間も守り抜いた硬骨漢として知られた人物であった。
- (76) 前掲注6867～68頁
- (77) 永井荷風の日記の昭和20年（1945年）の8月15日の記述に次のことが記載されている「……今日正午ラジオの放送、日米戦争突然停止せし由を公表したりと言ふ、あたかも好し、日暮染物屋の婆、鶏肉葡萄酒を持来る、休戦の祝宴を張り皆々酔うて寝に就きぬ。」

- 永井荷風著 磯田光一編『摘録 断腸亭日乗
(下)』274頁 岩波書店 1987年
- (78) 佐藤達夫著『日本国憲法成立史』第一卷 93～
96頁 1962年 有斐閣
- (79) 憲資 総一三号13～45頁 1945年
- (80) 前掲注(79)14頁
- (81) 前掲注(79)14～15頁
- (82) 前掲注(79)17頁
- (83) 読売新聞2014年5月12日1面
- (84) 『潮』2013年9月号
- (85) 前掲注8446～47頁
- (86) 前掲注8447～49頁
- (87) 前掲注8450～51頁
- (88) 日本経済新聞2013年（平成25年）10月24日24面
- (89) 長谷部恭男「平和主義の原理的考察」『憲法問
題10』1999年
- (90) 穏和な平和主義 前掲注(89) 59頁
- (91) 前掲注(88)
- (92) 前掲注(3)24頁
- (93) 前掲注(88)
- (94) 2010年10月9日 東奥日報1面
- (95) 2013年12月10日 朝日新聞13面
- (96) 松本健一『日本の失敗「第二の開国」と「大東
亜戦争」』364～367頁 岩波現代文庫 2006年